令和５年１月１８日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　長　　石渡　勇

「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するＱ＆Ａ」について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて今般、標記内容について、厚生労働省子ども家庭局長より「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するＱ＆Ａ」についての周知依頼がありました。保護者による宗教の信仰等を背景とする児童虐待事案への対応において、宗教の信仰のみを理由として消極的な対応をとることがないようＱ＆Ａが示されています。関係者にご案内いただくなど、下記概要をはじめとする情報をご活用頂きますよう、よろしくお願いいたします。

＜産婦人科に直接関係する Q&A 抜粋＞

・（問４－１０） 性被害等の自己の意思によらない形で妊娠をした女児が妊娠中絶を希望しているにもかかわらず、宗教に関する教義を理由として親権者が中絶手術に同意しないような場合には、児童虐待に該当するのか。また、こうした事例についてどのように対応すべきか。

（答）未成年の女児に対して人工妊娠中絶を行う場合において、
① 女児本人が人工妊娠中絶を希望する意思を明確なものとしており、かつ、暴行・脅迫によって抵抗・拒絶できない間に性交され妊娠した場合又は
② 妊娠の継続や分娩が身体的又は経済的に母胎の健康を著しく害するおそれがある場合
であるにもかかわらず、親権者が人工妊娠中絶に同意しないことは、理由の如何に関わらずネグレクトに当たる。こうした場合においては、母体保護法指定医師とも連携し、必要な人工妊娠中絶を受けられるようにするため、親権停止、保全申立等の措置も含めて対応を検討すること。

・（問６－５ ）宗教等を背景とする児童虐待を経験した者に対し、想定される公的な支援策としてはどのような事業等があるのか。

（総合対応窓口（相談先が判らない場合）、金銭・法的トラブルを抱えている方への支援、生活困窮している方への支援、心のケアが必要な方への支援など、連絡先が掲載されています。）

＜児童虐待が疑われる事案への対応＞

児童虐待が疑われる事案については児童相談所等の関係機関と連携を取りつつ、事案に応じた適切な措置を講じるようお願いいたします。

【通知等一覧】

（資料１）「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」について（通知）（令和４年１２月２７日厚生労働省子ども家庭局長）